

共同事業体協定書

(目的)

第1条 本共同事業体は、次の業務を共同連携して行うことを目的とする。

一 第3次瑞穂町スポーツ推進計画策定業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）

二 前号に附帶する業務

(名称)

第2条 本共同事業体は、〇〇〇〇（以下「共同事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同事業体は、事務所を〇〇〇〇〇〇〇に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同事業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、〇〇業務の委託契約の履行後〇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同事業体の構成員は、次のとおりとする。

【商号または名称】 ○○株式会社

【代表者氏名】

【住所】 ○○○○○○○○

【商号または名称】 ○○株式会社

【代表者氏名】

【住所】 ○○○○○○○○○

(代表構成員の名称)

第6条 共同事業体は、〇〇株式会社を代表構成員とする。

(代表構成員の権限)

第7条 共同事業体の代表構成員は、本業務の履行に関し、共同事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担及び分担業務の受託料は、次条に定める運営会議で別に定めることとする。

(運営委員会)

第9条 共同事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第11条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同事業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第15条 構成員は、共同事業体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第17条 共同事業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社ほか〇社は、上記のとおり共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩